【別紙料金表】

# 訪問看護利用料金表（医療保険）

令和8年6月1日現在

## ○基本利用料

利用した場合の基本利用料金は以下のとおりです。
利用者負担額は加入する健康保険別の割合に応じてご負担いただきます。

医療保険における訪問看護は、原則1日1回（1回の訪問は90分まで）、週3日までとなっています。ただし、病名等によっては、複数回の訪問や90分以上の訪問、週4日以上の訪問が可能です。

| | 料金 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---|---|---|---|---|
| **基本療養費【Ⅰ】週3日目まで**<br>看護師・理学療法士・作業療法士による訪問 | ¥5,550 | ¥555 | ¥1,110 | ¥1,665 |
| **基本療養費【Ⅰ】週4日目以降**<br>看護師・理学療法士・作業療法士による訪問 | ¥6,550 | ¥655 | ¥1,310 | ¥1,965 |
| **管理療養費（月の初め）** | ¥7,670 | ¥767 | ¥1,534 | ¥2,301 |
| **管理療養費**<br>（2日目以降 訪問1日につき） | ¥3,000 | ¥300 | ¥600 | ¥900 |
| **情報提供療養費**<br>同意を得て、市町村・都道府県・義務教育諸学校・保険医療機関に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合（1回につき） | ¥1,500 | ¥150 | ¥300 | ¥450 |
| **ターミナルケア療養費**<br>主治医と連携し、在宅で終末期の看護の提供を行った場合 | ¥25,000 | ¥2,500 | ¥5,000 | ¥7,500 |

## ○加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

| | | | | 料金 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **24時間対応体制加算**<br>（月1回） | | 必要に応じ緊急訪問看護を行う体制にある場合 | | ¥6,800 /月 | ¥680 /月 | ¥1,360 /月 | ¥2,040 /月 |
| **緊急時訪問看護加算**<br>（訪問した場合1日に1回） | | 利用者やその家族の緊急の求めに応じて、主治医が訪問看護ステーションに対して行った指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合 | 月14日目まで | ¥2,650 /日 | ¥265 /日 | ¥530 /日 | ¥795 /日 |
| | | | 月15日目以降 | ¥2,000 /日 | ¥200 /日 | ¥400 /日 | ¥600 /日 |
| **退院支援指導加算**<br>（退院日の翌日以降初日に加算） | | 基準告示第2の7に該当する利用者に対して、退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合（別表） | | ¥6,000 /回 | ¥600 /回 | ¥1,200 /回 | ¥1,800 /回 |
| **夜間・早朝訪問看護**<br>（訪問した場合1日に1回） | | 午後6時～午後10時、午前6時～午前8時までに訪問した場合 | | ¥2,100 /日 | ¥210 /日 | ¥420 /日 | ¥630 /日 |
| **深夜訪問加算**<br>（訪問した場合1日に1回） | | 午後10時～午前6時までに訪問した場合 | | ¥4,200 /日 | ¥420 /日 | ¥840 /日 | ¥1,260 /日 |
| **長時間訪問看護加算**<br>（週1回に限り） | | 1回の訪問看護サービスが90分を超えた場合（15歳未満の超重症児、準超重症児、裏面記載の対象者に該当する場合は週3回） | | ¥5,200 /回 | ¥520 /回 | ¥1,040 /回 | ¥1,560 /回 |
| **特別管理加算**<br>（月1回） | 別表1 | 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が対象（別表1の①～③） | | ¥2,500 /月 | ¥250 /月 | ¥500 /月 | ¥750 /月 |
| | 別表2 | 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が対象（別表2の④） | | ¥5,000 /月 | ¥500 /月 | ¥1,000 /月 | ¥1,500 /月 |
| **難病等複数回訪問加算** | 1日に2回まで | 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が対象（別表） | | ¥4,500 /日 | ¥450 /日 | ¥900 /日 | ¥1,350 /日 |
| | 1日に3回まで | | | ¥8,000 /日 | ¥800 /日 | ¥1,600 /日 | ¥2,400 /日 |
| **複数名訪問看護加算**<br>（週に1日に限り） | | 同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した+B19:O33場合 | | ¥4,500 /週 | ¥450 /週 | ¥900 /週 | ¥1,350 /週 |
| **乳幼児加算**<br>（1日につき1回限り） | | 6歳未満の利用者に対して、訪問看護サービスを実施した場合 | 下記以外の場合 | ¥1,400 /日 | ¥140 /日 | ¥280 /日 | ¥420 /日 |
| | | | 超重症児又は準超重症児特別管理加算対象の場合 | ¥1,800 /日 | ¥180 /日 | ¥360 /日 | ¥540 /日 |
| **訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ**<br>（月1回） | | 訪問看護管理療養費を算定対象者 | | ¥1,830 /月 | ¥183 /月 | ¥366 /月 | ¥549 /月 |
| **訪問看護医療DX情報活用加算**<br>（月1回） | | 訪問看護管理療養費を算定対象者 | | ¥50 /月 | ¥5 /月 | ¥10 /月 | ¥15 /月 |
| **訪問看護医療情報加算**<br>（月1回） | | 訪問看護管理療養費を算定対象者 | | ¥1,000 /月 | ¥100 /月 | ¥200 /月 | ¥300 /月 |
| **訪問看護物価対応料** | | 訪問看護管理療養費を算定対象者 | 月の初日の訪問の場合 | ¥60 /日 | ¥6 /日 | ¥12 /日 | ¥18 /日 |
| | | | 月の2日目以降の訪問の場合 | ¥20 /日 | ¥2 /日 | ¥4 /日 | ¥6 /日 |

## 別表 ＜厚生労働大臣が定める疾病等＞

（基準告示第2の7）

| | | |
|---|---|---|
| 難病等複数回加算<br>退院支援指導加算の対象者 | | 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患【進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーヤン・エールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）】、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態の者 |
| **特別管理加算** | 表1 | ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態<br>②人工肛門、人工膀胱を設置している状態<br>③真皮を越える褥瘡の状態 |
| | 表2 | ④在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態 |